感染防止対策指針

1. 感染防止対策指針の目的

この指針は、医療関連感染の予防対策および集団感染事例発生時の適切な対応など感染防止対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的としています。

2. 感染防止対策に関する基本的な考え方

院内においては、感染症の患者さんと感染症に罹患しやすい患者さんとが同時に存在している ことを前提に、患者さん・職員への伝播リスクを最小化するための感染防止対策を実施します。

3. 感染防止対策委員会に関する基本方針

感染防止対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講ずるために、感染防止対策委員会 (以下、委員会)を設置し、毎月1回開催しています。さらに、必要に応じて臨時に開催します。 委員会は次の内容の検討および推進をおこないます。

- 感染防止対策ガイドライン・マニュアルの策定に関すること
- 医療関連感染の発生を未然に防止する予防対策や発生時の対策に関すること
- 感染防止のために必要な職員教育に関すること
- その他、関連する事項

4. 感染制御室の役割

感染防止対策活動の中枢的な役割を担うために感染制御室を設置し、専従の感染管理認定看護師 がこの業務を遂行しています。

5. 感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会では全職員対象とした感染に関する研修会を開催し、感染防止対策の周知を図っています。

6. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染対策チームは毎週1回の院内ラウンドをおこない、感染症例の把握、評価、周知、対策、指導をおこなっています。また、病原体の検出状況と抗菌薬の使用状況をレポートとして院内に配布し 感染防止対策の周知を図っています。

7. 医療関連(院内)感染発生時の対応に関する基本方針

医療関連(院内)感染を疑う事象が発生した場合は、感染制御室が詳細状況の把握をおこない、 委員会が対策に介入します。「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に 従って対処し、必要な場合は保健所と連携し対応します。

8. 患者さん・ご家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者さん・ご家族が閲覧できるよう、院内掲示およびホームページに掲載します。

9. 感染防止対策推進のために必要なその他の基本方針

職員に院内感染防止対策を周知するため、委員会が定めた感染防止対策ガイドライン・感染防止対策マニュアルを院内のコンピューターから閲覧できるようにしています。また、職員からの感染防止対策に関する質問については委員会および感染制御室が対応し、安全な医療の提供に努めています。

